

特許行政年次報告書 ダイジェスト

1 知的財産をめぐる動向

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、欧米に加え、新興国のプレゼンスも増しており、知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）をめぐる社会情勢は大きく変容している。そのような背景を踏まえ、ここでは、国内の出願・登録状況、日本人による国内外での出願・登録状況について、主要な統計情報をもとに紹介する。

(1) 特許

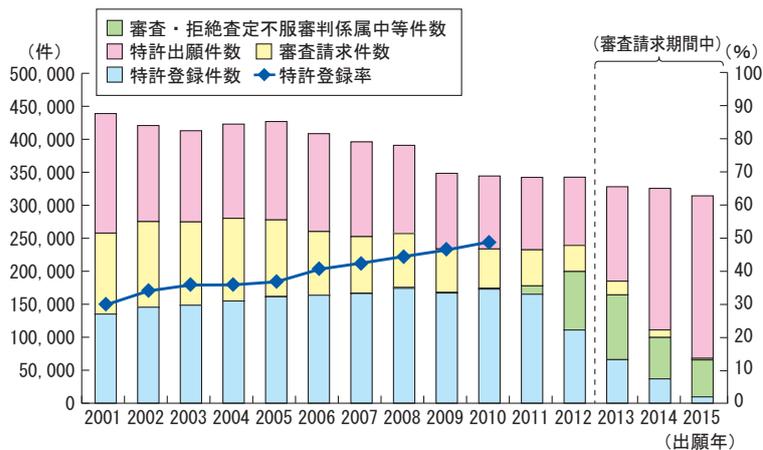
① 日本における出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等

出願年別で見ると、特許出願件数や審査請求件数は2009年以降も漸減傾向であるものの、特許登録件数は17万件前後を維持して

おり、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、知的財産戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることがうかがえる。

→第1部第1章1.(1)⑤

図① 出願年別で見るとの特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2001-2015）



出願年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
特許出願件数	439,038	420,906	413,008	423,017	426,974	408,569	396,160	390,879	348,429	344,397	342,312	342,589	328,138	325,688	318,345
審査請求件数	257,807	275,276	274,752	280,250	277,797	260,221	252,485	257,116	233,901	233,780	232,471	237,906	184,847	111,313	68,028
特許登録件数	135,141	145,533	148,587	154,942	161,362	163,765	166,568	174,701	166,525	171,874	164,291	109,698	64,525	36,165	9,173

(備考) 特許登録件数の数値は2016年5月10日時点での暫定値。
2013年から2015年の審査請求件数の数値は2016年5月10日時点での暫定値。
延長登録出願件数は、特許出願件数に含まない。

②日本における現存特許権数

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にある。同件数は、この10年で約1.6倍に増加し、2015年末に162万件に達した。日本における外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、この10年で約2.9倍に増加し、2015年末に32万件に達した。

→第1部第1章1.(1)⑥

図②

内外国出願人別の現存特許権数の推移



③日本人による主要特許庁への特許出願件数及び特許登録件数

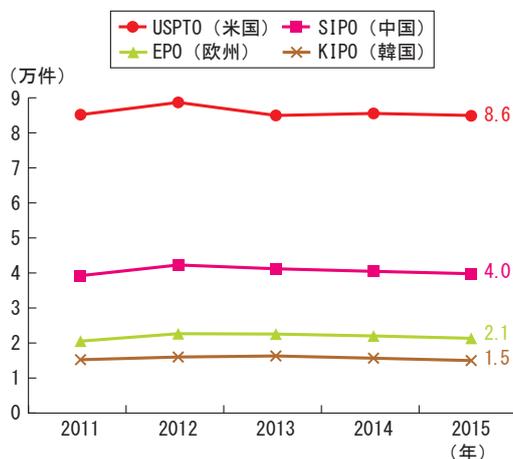
2015年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれ米国特許商標庁 (USPTO) へ85,706件 (前年比1.1%減)、中国国家知識産権局 (SIPO) へ40,078件 (同0.9%減)、欧州特許庁 (EPO) へ21,426件 (同3.1%減)、韓国特許庁 (KIPO) へ15,283件 (同2.4%減)であった。

2015年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて52,409件 (前年比2.7%減)、SIPOにおいて36,418件 (同37.4%増)、EPOにおいて10,585件 (同4.8%減)、KIPOにおいて9,615件 (同28.4%減)であった。

→第1部第1章1.(2)⑬⑭

図③

日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移

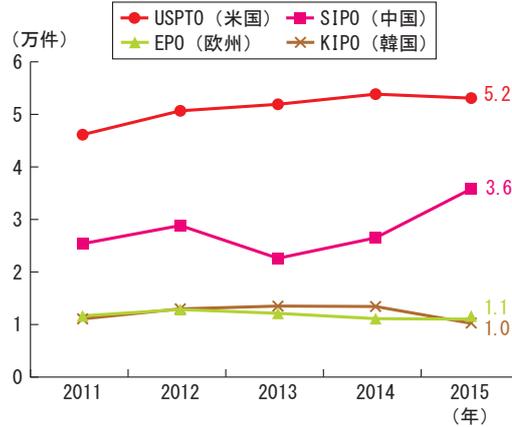


単位: 件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
USPTO(米国)	85,184	88,686	84,967	86,691	85,706
SIPO(中国)	39,231	42,278	41,193	40,460	40,078
EPO(欧州)	20,418	22,490	22,405	22,118	21,426
KIPO(韓国)	15,234	16,004	16,300	15,653	15,283

(備考)USPTO Utility Patentが対象。

図④ 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
USPTO(米国)	46,139	50,677	51,919	53,849	52,409
SIPO(中国)	25,387	28,847	22,609	26,501	36,418
EPO(欧州)	11,650	12,856	12,133	11,120	10,585
KIPO(韓国)	11,083	12,980	13,514	13,432	9,615

(備考)・USPTO Utility Patent が対象。
・EPO 特許査定件数を表す。

④日本居住者による世界での特許登録件数

2014年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、日本居住者による特許登録件数は29.7万件と最も多く、米国25.6万件、中国17.6万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

→第1部第1章1.(2)②

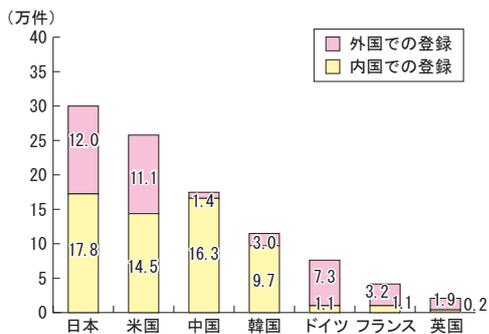
⑤日本国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願¹件数

日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT国際出願）の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2015年は43,097件（前年比4.4%増）と、過去最高を記録した。

→第1部第1章1.(1)①

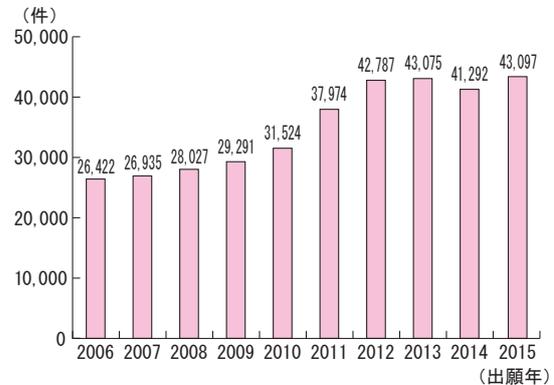
図⑤

出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国/内国)(2014年)



(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。

図⑥ PCT国際出願件数の推移



1 特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に
出願したと同じ効果を与える出願制度となっている。

⑥日本居住者による世界でのPCT国際出願件数

世界のPCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2015年の日本居住者による出願件数は、2011年から13.3%増の44,051件と、過去最高を記録し、引き続き第2位と

なっている。この日本居住者によるPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。

→第1部第1章1.(2)③

図⑦ 出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移



(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。

(2)実用新案

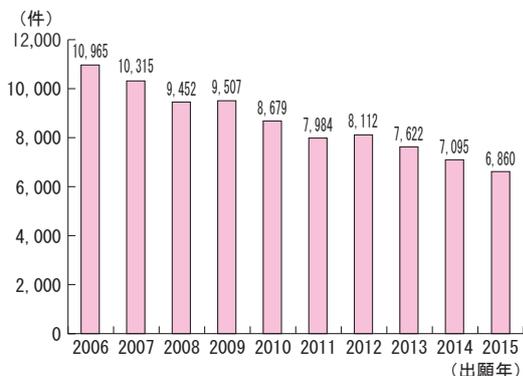
①日本における実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2015年は6,860件であった。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2015年は6,695件であった。

→第1部第1章2.(1)①

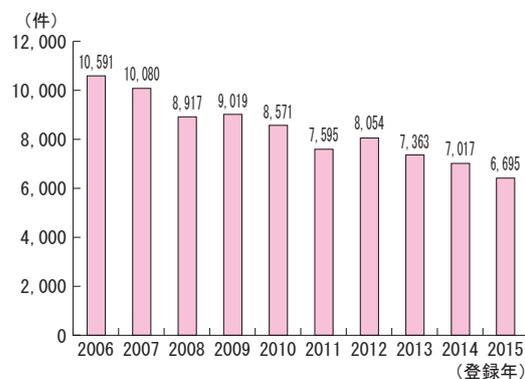
図⑧

実用新案登録出願件数の推移



図⑨

実用新案登録件数の推移



(3)意匠

①日本における意匠登録出願件数及び意匠登録件数

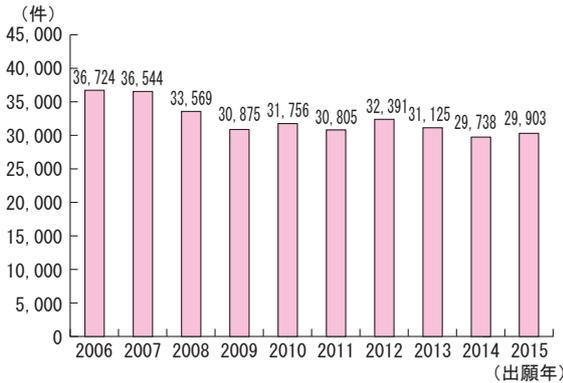
過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2015年は前年比0.6%増の29,903件であった。その内訳

をみると、国際意匠登録出願件数¹は452件、それ以外の意匠登録出願件数は29,451件であった。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2015年は26,297件であった。

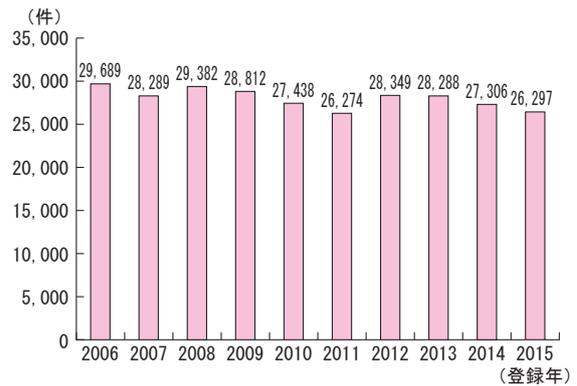
→第1部第1章3.(1)①

図10 意匠登録出願件数の推移



(備考)2015年の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。また、国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。

図11 意匠登録件数の推移



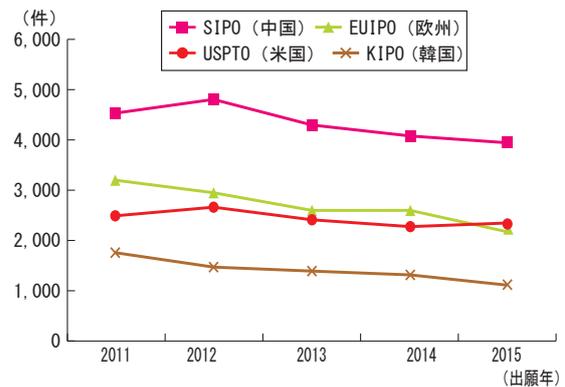
②日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州(EUIPO)、中国、韓国への出願件数は、近年減少傾向にある。2015年は米国を除いて減少した。

→第1部第1章3.(2)⑤

図12

日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SIPO(中国)	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827
USPTO(米国)	2,490	2,662	2,411	2,275	2,317
EUIPO(欧州)	3,199	2,949	2,598	2,598	2,250
KIPO(韓国)	1,757	1,470	1,391	1,315	1,116

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。

1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。



(4) 商標

① 日本における商標登録出願件数及び商標登録件数

2015年の商標登録出願件数は前年比18.4%増の147,283件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願¹件数は前年比26.1%増の15,984件、それ以外の商標登録出願件数は同17.5%増の131,299件であった。

商標登録件数は、近年は9万から10万件前後で推移しており、2015年は98,085件であった。

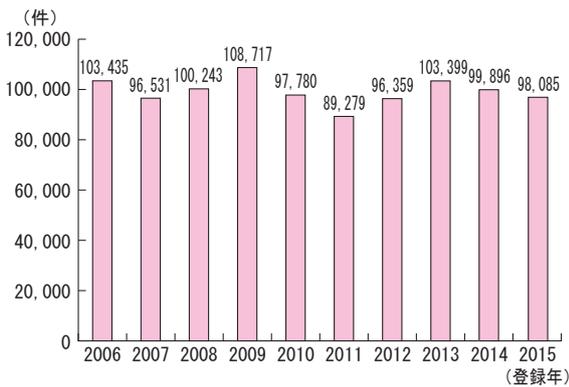
→第1部第1章4.(1)①

図13 商標登録出願件数の推移



(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

図14 商標登録件数の推移



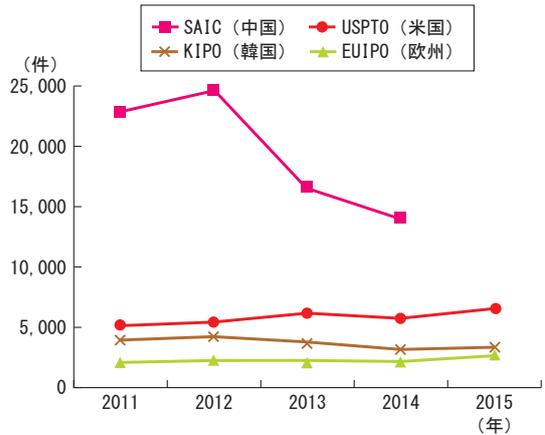
② 日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願件数は、2014年に比べて、米国への出願は12.7%増、欧州 (EUIPO) への出願は14.9%増、韓国への出願は1.7%増となった。

→第1部第1章4.(2)⑤

図15

日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SAIC(中国)	22,866	24,676	16,604	14,054	
USPTO(米国)	5,054	5,358	6,110	5,786	6,521
KIPO(韓国)	3,961	4,288	3,800	3,131	3,183
EUIPO(欧州)	2,183	2,315	2,283	2,257	2,594

(備考) 米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
 (例) 2015年度：2014年10月～2015年9月
 中国 数値は右軸。出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。
 2015年の数値は本報告書作成時点で未公表。

1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

③日本国特許庁を本国官庁とする商標の国際登録出願¹件数

日本国特許庁を本国官庁とする商標の国際登録出願件数（日本から外国への出願）は、2015年に、前年比で7.9%増加した。その指定国数は、2015年に、前年比で1.5%減少した。

→第1部第1章4.(2)⑦

図16

商標の国際登録出願件数の推移



(5)中小企業における知的財産活動

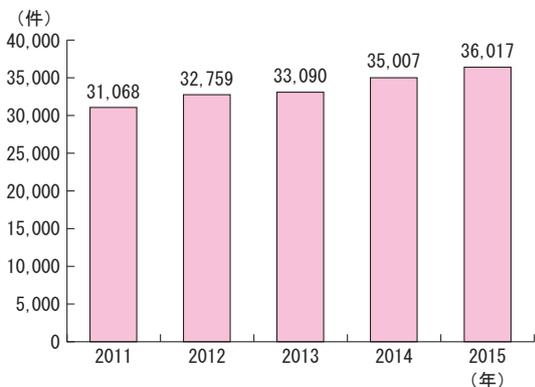
①中小企業の特許出願件数

2015年の中小企業による特許出願件数は、36,017件（前年比2.9%増）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、13.9%（前年13.2%）であった。

→第1部第3章1.(1)①

図17

中小企業の特許出願件数の推移



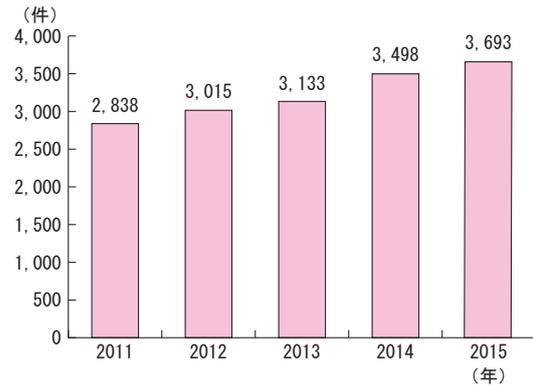
②中小企業のPCT国際出願件数

2015年の中小企業によるPCT国際出願件数は、3,693件（前年比5.6%増）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、8.6%（前年8.6%）であった。

→第1部第3章1.(1)⑤

図18

中小企業のPCT国際出願件数の推移



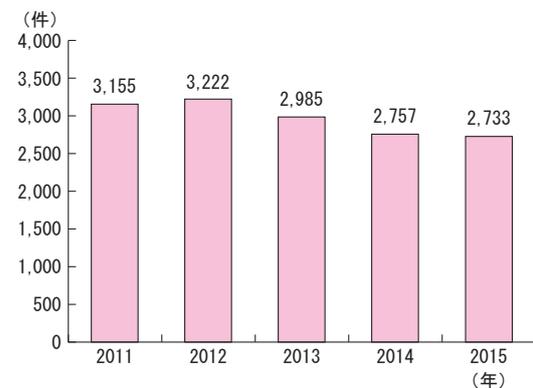
③中小企業の実用新案登録出願件数

2015年の中小企業による実用新案登録出願件数は、2,733件（前年比0.9%減）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、52.4%（前年50.8%）であった。

→第1部第3章1.(1)②

図19

中小企業の実用新案登録出願件数の推移



1 マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

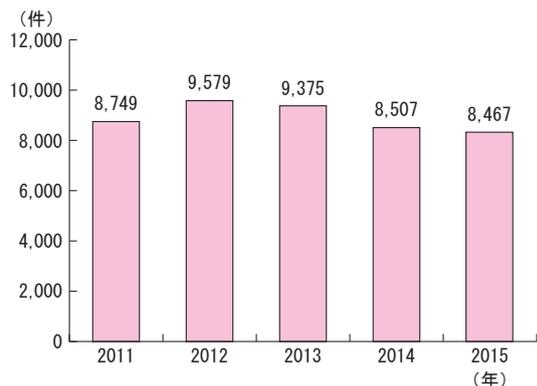
④中小企業の意匠登録出願件数

2015年の中小企業による意匠登録出願件数は、8,467件（前年比0.5%減）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、34.1%（前年34.2%）であった。

→第1部第3章1.(1)③

図20

中小企業の意匠登録出願件数の推移



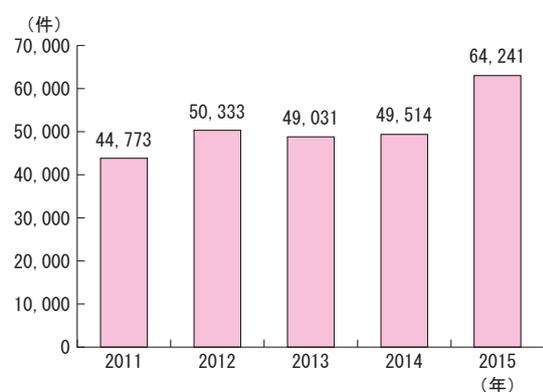
⑤中小企業の商標登録出願件数

2015年の中小企業による商標登録出願件数は、64,241件（前年比29.7%増）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、54.5%（前年49.5%）であった。

→第1部第3章1.(1)④

図21

中小企業の商標登録出願件数の推移



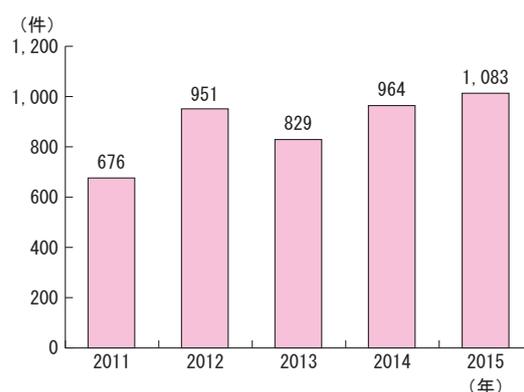
⑥商標の国際登録出願件数

2015年の中小企業による商標の国際登録出願件数は、1,083件（前年比12.3%増）であった。また、内国人による出願のうち中小企業による出願の割合は、50.5%（前年48.7%）であった。

→第1部第3章1.(1)⑥

図22

中小企業の商標の国際登録出願件数の推移



2 特許庁における取組

世界経済は、情報通信技術の革新を通じたデジタル革命とグローバル化により、これまでにないほどのスピードで変化している。各企業は、競争力を高めるため、事業の選択と集中を行っており、その知的財産戦略もグローバル化・高度化している。

特許庁は、かかる知的財産戦略のグローバル化・高度化を支えるため、様々な取組を進めてきた。ここでは、2015年に実施した新たな取組等の一部を紹介する。

①「世界最速・最高品質の特許審査」の実現

2023年度までに特許の「権利化までの期間」を平均14か月以内とするという目標の達成に向けて、様々な取組を着実に実施している。また、特許審査の質の維持・向上のための取組を進めている。

2015年には、「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」について、簡潔かつ明瞭な記載とし、国内外のユーザーに分かりやすいものとするため、全面的な改訂を行った。また、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関する業務手順や判断基準について、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を新たに作成し、英語版とともに公表した。

→第2部第1章2.(2)②

②意匠の国際出願

2014年の意匠法改正、2015年の「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」加入を受け、2015年5月には、同協定に基づく意匠の国際出願の取扱いを開始した。

2015年末までに提出された我が国を指定国とする国際出願の数は576件(1,227意匠)、我が国を出願人の締約国とする国際出願の数は128件(381意匠)であり¹、まだ利用初年ではあるものの、いずれも月を追うごとに増加傾向を示している。

→第2部第2章1.(1)

③新しいタイプの商標

2014年の商標法改正を受け、2015年4月には、新しいタイプの商標について、出願受付を開始した。

2016年3月末までに提出された新しいタイプの商標は、1,282件であった。タイプ別の内訳としては、動き商標89件、ホログラム商標15件、色彩のみからなる商標476件、音商標414件、位置商標288件である。

→第2部第3章1.(1)

④国内外に対する出願・審査関連情報(ドシエ情報)の発信

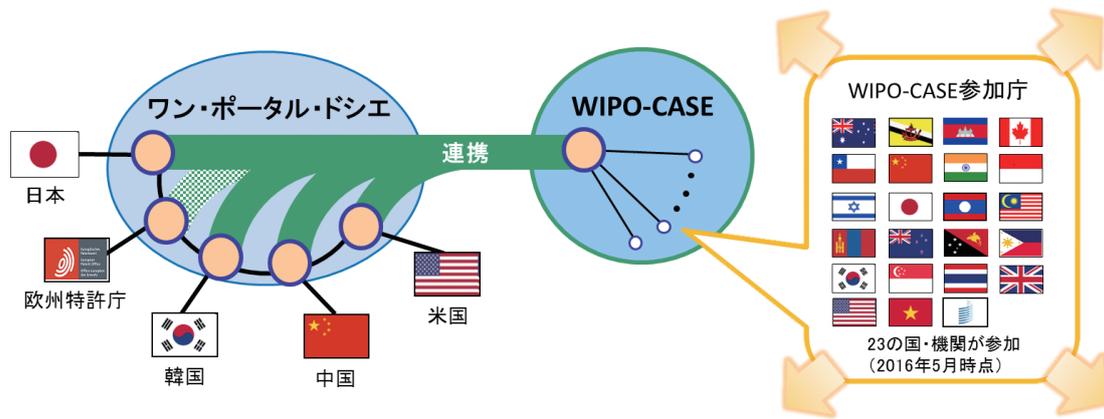
2014年に、日米欧中韓のドシエ情報を一括で提供するITサービス「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」と、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システム「WIPO-CASE」との連携技術を確認し、2015年には、WIPO-CASEに正式加入した。我が国に続いて、米国、中国、韓国が当該技術を利用しOPDとWIPO-CASEとの連携を完了しており、欧州特許庁も2016年中に連携に参加する予定である。

また、2016年7月には、J-PlatPatから一般ユーザーにOPDサービスを提供開始する。

→第2部第5章2.(2)

1 WIPO公表数値。(http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp)

図23 ドシエ情報の特許庁間での相互参照



⑤「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密 110 番～」の設置

特許庁・INPITは、2015年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密 110 番～」を設置し、営業秘密・知財戦略に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業OB）や弁護士等の専門家が対応している。

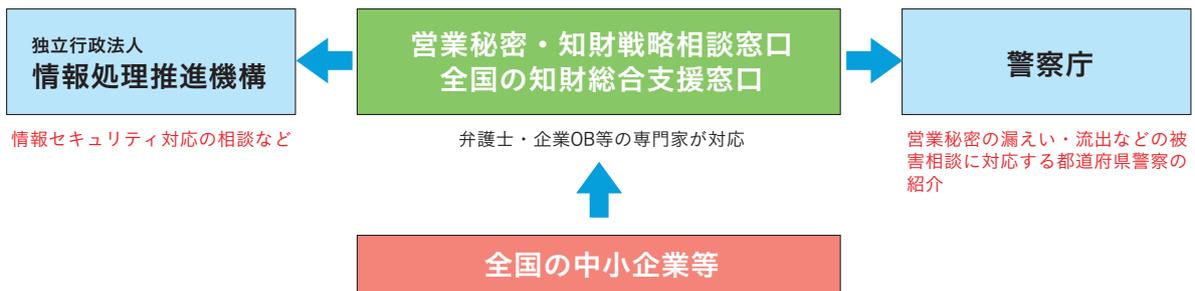
同窓口においては、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。また、営業秘密の漏えい・流出に

関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、営業秘密・知財戦略ポータルサイトにおけるeラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

→第2部第6章3.(3)

図24 知財総合支援窓口と関係機関との連携



⑥ 2015年法改正

以下の3点を柱とする「特許法等の一部を改正する法律」が2016年4月1日に施行された。

- a. 研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化をともに実現するための「職務発明制度の見直し」
- b. 知的財産権の取得・維持等に係る企業等

の負担を軽減し、知的財産権の利用拡大を通じた企業競争力及び経済活性化を図るための「特許料等の改定」

- c. 各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める条約である「特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（SILT）の実施のための規定の整備」

→第2部第8章1.(1)～(3)